

岩手県外来医療計画（案）【概要版】

計画策定の趣旨

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っており、共同利用等の医療機関の連携が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況にあります。
- このような中、平成30年7月の医療法改正により、各都道府県は、医療計画の一部として外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を定めることとされ、今般、医療法等の関係法令及び「外来医療計画ガイドライン」等を踏まえ、「岩手県外来医療計画」を策定することとしました。
- 外来医療に係る医療提供体制の確保に関しては、外来医師偏在指標を定め、指標に基づき二次医療圏ごとに外来医師多数区域を定義し、外来医師多数区域において新規開業を希望する者に対して、当該外来医師多数区域において不足する医療機能を担うよう求めることにより、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことを基本的な考え方としています。
- 本県には、外来医師多数区域がないことから、県全体に共通する外来医療機能の課題とその対策の方向性、医療機器の共同利用の推進に係る計画を策定することとします。

計画の期間

令和2年度を初年度とし、令和5年度を目標年次とする4か年計画

※ 令和6年度以降は、「岩手県保健医療計画」の見直しに合わせ、3年ごとに見直しを行います。

外来医師偏在指標

- ・ 医療需要及び人口・人口構成とその変化や患者の流出入等を反映させた「外来医師偏在指標」を定め、指標の値が全国の中で上位33.3%に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」として設定します。
- ・ 本県では外来医師多数区域はありません。

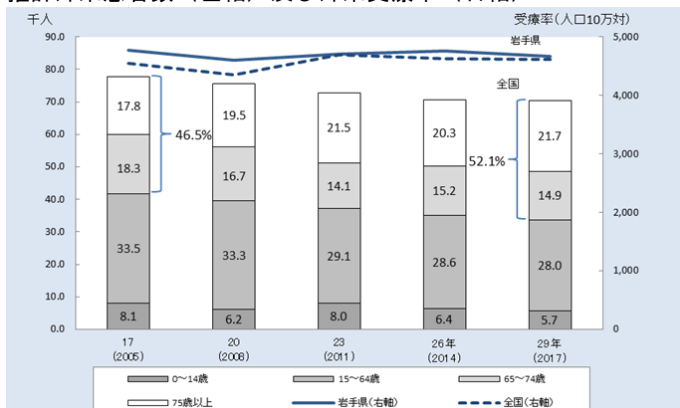
【二次医療圏ごとの外来医師偏在指標】

圏域	指標値	順位	圏域	指標値	順位	圏域	指標値	順位
盛岡	91.2	212	両磐	72.9	309	宮古	64.9	326
岩手中部	73.9	306	気仙	71.2	315	久慈	73.4	307
胆江	80.4	283	釜石	84.9	255	二戸	72.1	313

外来患者・医療施設の状況

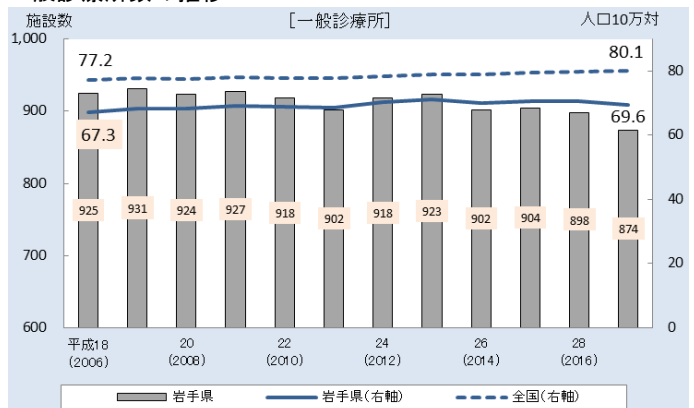
- 推計外来患者数は年々減少する一方、65歳以上の外来患者の割合は、拡大が続いています。
- 一般診療所数は近年は減少傾向にあり、人口10万人当たり施設数は全国を下回っています。

推計外来患者数（左軸）及び外来受療率（右軸）



厚生労働省「患者調査」

一般診療所数の推移



厚生労働省「医療施設調査」

協議の場の設置

- 医療法第 30 条の 18 の 2 第 1 項に基づく外来医療に関する協議の場として、地域医療構想調整会議を活用し、外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について関係者による協議を行います。

外来医療機能の課題

- 診療所（かかりつけ医）や病院などの適切な役割分担と連携による切れ目のない医療提供体制の構築が求められています。
- 休日・夜間急患センターや在宅当番医制の円滑な運営を確保するとともに、県民に対し適切な医療機関の選択（軽症者については初期救急医療機関をまずは受診すること）を呼びかけていく必要があります。
- 高齢化の進展を踏まえ、病院や診療所など医療施設における対応に加えて、在宅医療等の需要への対応を図る必要があります。

外来医療提供体制確保の方向性

- かかりつけ医の機能が十分に発揮されるよう、病院と診療所との連携を推進します。
- 「県民みんなで支える岩手の地域医療推進運動」などの取組を通じ、医療機関の役割分担や重症度や緊急度に応じた適切な医療機関の選択について県民への情報提供と普及・啓発を引き続き推進します。
- 在宅医療等の体制の充実を図るため、在宅医療に携わる関係者と医療・介護機関の連携体制の構築や人材の育成・確保に取り組みます。

医療機器の共同利用の方針

- CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィを対象として、地域ごとに性・年齢構成を調整した人口当たりの機器数を用いて指標を作成し、医療機器の配置状況を示します。
- 医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画の作成・提出を求めるとし、共同利用を行わない場合は、その理由について調整会議で確認することがあります。
- 既に医療機器の共同利用に係る仕組みが構築されている場合は、その方法によることも可とします。

【記載事項】

- ・ 共同利用の対象とする医療機器
- ・ 共同利用の実施
- ・ 保守、整備等の実施に関する方針
- ・ 画像撮影等の検査機器については、画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

医療機器ごと二次医療圏ごとの配置状況・保有状況（調整人口当たり台数）

圏域	CT	MRI	PET	放射線治療	マンモグラフィ
全国	11.1	5.5	0.46	0.9	3.4
岩手県	12.3	7.3	0.50	0.9	3.0
盛岡	15.5	10.1	1.25	1.0	3.3
岩手中部	10.5	7.9	0.41	0.4	3.6
胆江	10.3	5.4	0.00	0.6	3.0
両磐	11.7	5.5	0.00	0.7	2.4
気仙	8.9	5.4	0.00	1.3	1.6
釜石	17.2	7.2	0.00	1.7	4.3
宮古	10.7	5.1	0.00	1.0	2.4
久慈	7.1	1.5	0.00	1.4	1.7
二戸	9.9	4.5	0.00	1.4	1.8